

基本構想の概要

宍粟市

目次

I 基本構想の概要

第1節 基本構想の役割

第2節 目標年次

第3節 めざすまちの将来像

第4節 まちづくりの基本理念

第5節 将来の人口

第6節 施策の展開にあたっての基本的な考え方

第7節 まちづくりの基本施策

I 基本構想の概要

第1節 基本構想の役割

基本構想は、市民と行政、地域の協働により総合的に進めていくまちづくりの将来ビジョンを明示するものであり、宍粟市の概ね10年後の姿を表したものです。

ここでは、宍粟市の現状と今後の課題を明らかにします。そして、まちづくりの基本理念やこれに基づくまちの将来像とともに、計画の前提となる人口規模の構想を示します。さらに、目標達成のために実施していく基本的な施策を明らかにします。

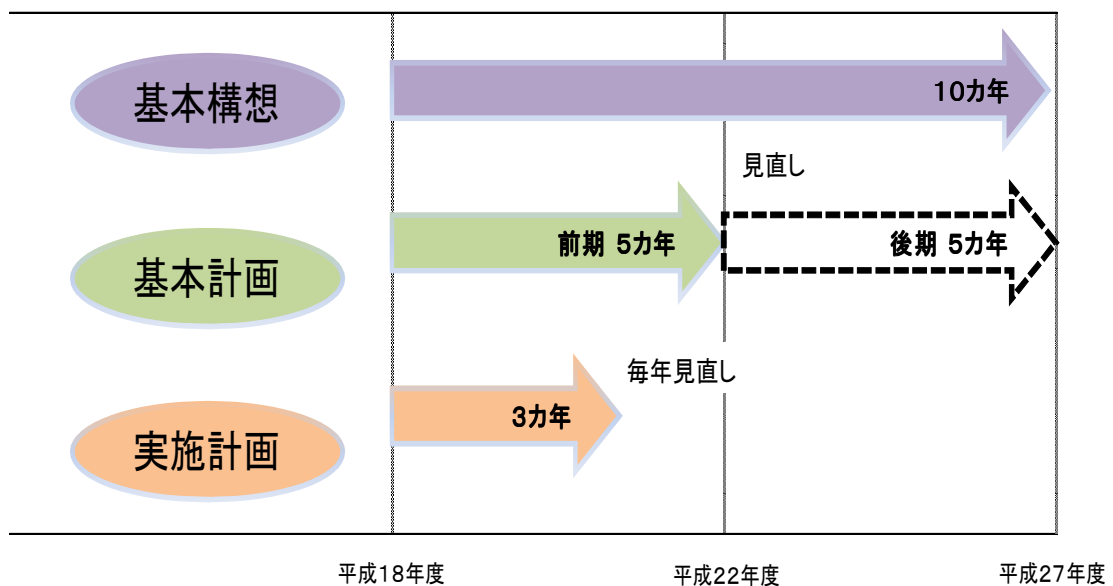
このように「基本構想」は、「基本計画」や「実施計画」の基礎となるものです。

第2節 目標年次

基本構想の目標年次は、10カ年の平成27年度とします。

基本計画の目標年次は、5カ年とし、5年後を目途に見直しを行います。

実施計画の目標年次は、3カ年とし、3年を計画期間として毎年計画の見直しを行います。



第3節 めざすまちの将来像

『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』

第4節 まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現していくためのまちづくりの基本理念を次のように設定します。

◎【ひと・ほほえみ】すべての人が安心と生きがいのもてるまちに

- ・すべての人の人権を尊重し、幅広い社会参加を促すまちづくりを目指します。
- ・子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる社会を、地域で支え合いながら築きます。
- ・安心して子育てをし、心地よく老後が過ごせるよう地域コミュニティを大切にします。
- ・住民の主体的な学習や地域のまちづくり活動などを促進し、一人ひとりの個性と能力を発揮できる生きがいのもてる社会を築きます。

◎【自然・やすらぎ】豊かな自然の恵みとやすらぎを実感できるまちに

- ・地域の大切な資源である豊かな森や清らかな川の流れなどの自然を守り育て、地域に根ざした伝統文化や森林文化を継承し発展させます。
- ・溪谷の自然美や、やすらぎを感じさせる田園風景など、地域の美しい風景を守り育てます。
- ・自然の恵みを、食・学・遊等様々な形で市民や来訪者に提供・発信します。
- ・地域の持続的な発展を図るため、環境にやさしい循環型社会を構築します。

◎【まち・いきいき】住み心地のよい活気あふれるまちに

- ・身近な公園やレクリエーション施設の充実、上下水道の整備、情報基盤の整備など、快適でうるおいのある定住環境を形成します。また、人や環境に配慮しつつ、道路・交通基盤を充実し、地域住民、来訪者の利便性の向上と地域のバランスある発展に努めます。
- ・元気に満ちた地域産業や環境に適合した産業を育成し、雇用機会を創出します。また、若者にも魅力のもてるまちづくりを進めます。さらに、多様な観光資源を活用し、地域の活性化につなげます。
- ・多くの人々が集い、ふれあう様々な交流を推進します。
- ・行政サービスや情報公開を推進し、開かれた行政を目指します。

【将来像の実現に向けた施策の柱】

宍粟市がめざすまちの将来像の創造に向けて、次の6つの施策を基本方針に掲げ、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現をめざします。

- ①人と人、人と自然にやさしいまちづくり
…市民が一体となった環境適合型社会づくり
- ②活力のある産業が支える豊かなまちづくり
…地域資源を活かした産業振興

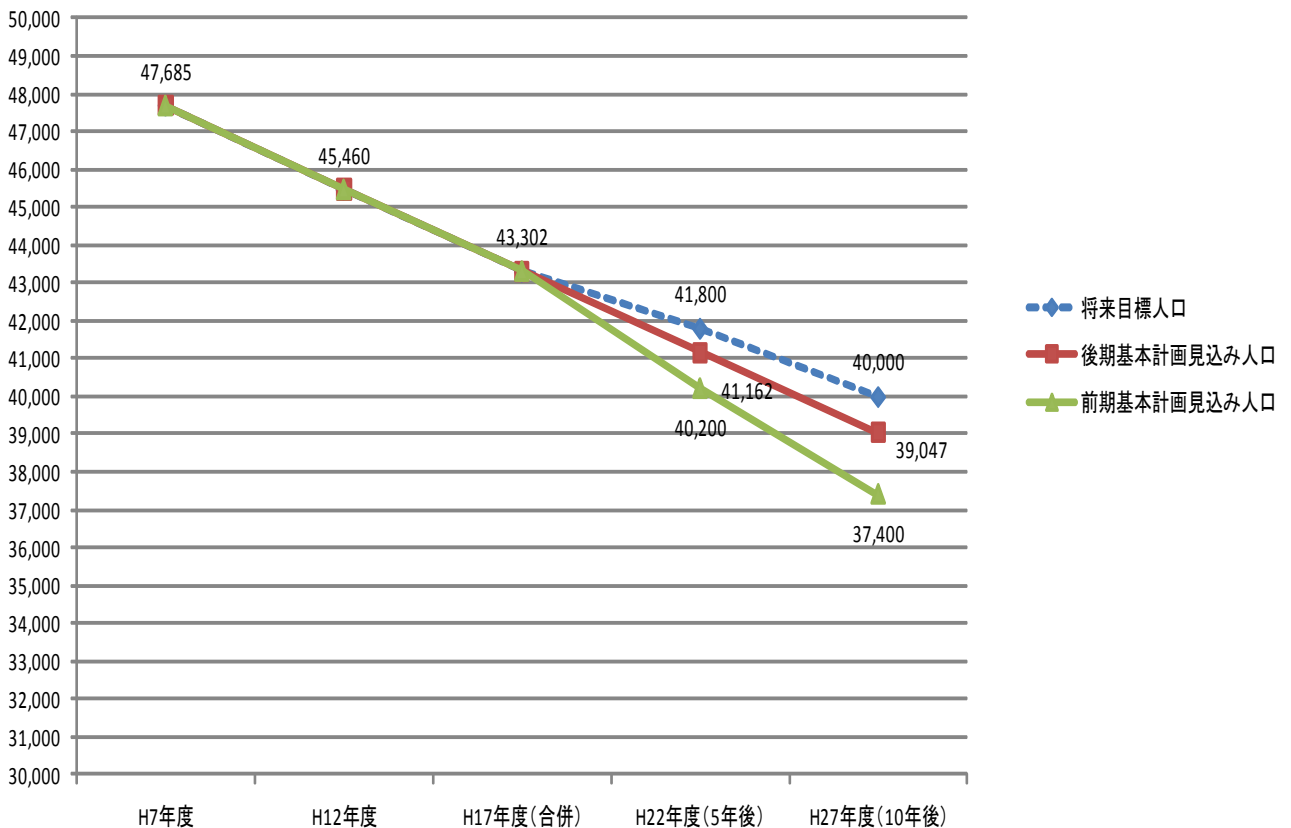
- ③健康と福祉を育てる安心のまちづくり
 - …地域が助け合い・支え合う福祉社会システムづくり
- ④ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり
 - …地域が守り育てる人・文化づくり
- ⑤快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり
 - …活力ある地域が創造する魅力ある都市機能
- ⑥住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり
 - …行政主導型のまちづくりから市民主体のまちづくりへ

第5節 将来の人口（宍粟市の人口推計）

本計画を策定した平成18年度に、将来（平成27年）における宍粟市の人口を40,000人と設定しました。この間における人口から推察した結果、後期基本計画においても、引き続き40,000人をめざしてまちづくりを推進します。

将来の人口

（単位：人）



第6節 施策の展開にあたっての基本的な考え方

平成12年4月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行されましたが、これにより、国から地方へと一定の権限や財源が委譲されることとなり、これまで以上に自主性及び自立性の高い行政主体となることが求められるようになりました。

このような中、豊かな自然・人・文化などの保全と活用をはじめ、様々な特色ある地域づくりに取り組んできた旧4町が合併し、宍粟市が誕生しましたが、これを契機に市民の発想や自主的な取り組みがこれからの地域を支えるという気運が高まりつつあります。

宍粟市は、これらの気運・取り組みを支援し、市民・行政の参画と協働により、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向けて、市としての一体感の上に立った各種の施策を総合的に展開していくこととしています。これらの施策が効果的に展開されるよう、その基本的な考え方を明らかにします。

1 市民・地域・行政の協働による施策の展開

自分たちのまちをどのように創っていくのかを、自ら考え実践していくというのが、これからのまちづくりの基本です。

行政は市民のために何ができるのか、何が役立つのかを考えるとともに、参画と協働の場と機会の提供に努める一方で、市民・地域は一体的見地の確立を図り、市民の自己決定・自己責任の認識をより一層培っていく必要もあります。

そして、市民・地域・行政の役割を明確にする中で、協働して21世紀の成熟社会にふさわしいまちづくりを推進・展開していく必要があります。

2 情報共有による施策の展開

市民・地域・行政の役割を明確にし、協働してまちづくりを進めていくためには、お互いの情報の共有化が大切です。

そのためには、市民生活に必要な情報の提供だけでなく、まちづくりについて市民・地域が主体となって考え、実践していくために必要な情報を行政が積極的に発信するとともに、施策についての説明責任の責務を果たしていく必要があります。

また、情報通信技術のめざましい進展により、新たな財としてのデジタル化された情報の価値が高まる中で、透明性の高い施策展開を図るためにも、これらの情報通信手段を十分に活用できる環境づくりを推進する必要があります。

3 計画的な施策の展開

高度情報社会の進展、少子・超高齢社会への移行、社会の成熟化と社会システムの変革、ボーダレス化の進展、環境に関する危機的時期の到来、地域間競争の激化、そ

して小規模自治体における一層の財政逼迫化といった時代潮流の中で、宍粟市の発展のためにはこれらの潮流を見据えた計画的な施策を展開する必要があります。

また、各分野での時代の流れが急速化している中で、行政の即応性・適合性の向上を図る必要があります。そのために、プラン（計画）、ドウ（実行）、チェック（点検）、アクション（改善）のマネジメントサイクルの確立を図り、時代潮流に素早くかつ的確・適正に対応する体制を整備していくことが重要となります。

4 効率的かつ柔軟性のある施策の展開

少子・高齢化による人口の減少や生産年齢人口の減少が予測される状況下において、今後は財源の増加が見込めないという財政事情と、ますます加速する社会変化スピードにより、これまでの既成施策での市民活動・地域活動への即応性・適合性の行き詰まりが予測されます。

このため、適切な政策評価のもと、思い切ったスクラップ（事務・事業の見直し、廃止等）、そして重点化したビルド（ニーズに即した事務・事業の創設等）など、さらに効率的かつ効果的な財源の活用と、柔軟な施策の展開や組織の運営を図ることが必要となります。

5 柔軟な発想に基づく施策の展開

宍粟市には、自然環境、歴史、伝統文化など先人たちが守り伝えてきた豊かな資源が存在しています。これらの資源を有効活用して、特色あるまちづくりを推進するとともに、次代を担う人々へ伝承していくことが、今日のわたしたちの大きな使命であることを十分に認識し、諸施策の展開を図る必要があります。

また、市民の「人、知、物、金、情報」等も限りある貴重な資源であることから、これからの社会資本整備にあたっては、「つくる」から「つかう・活かす」への発想の転換、これまでの施策の評価と反省に立った、資源の有効活用を推進することが必要となります。

第7節 まちづくりの基本施策（別紙参照）

まちの将来像の実現に向けた基本施策は別紙のとおりです。